

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月14日
【四半期会計期間】	第58期第2四半期（自平成24年7月1日至平成24年9月30日）
【会社名】	山一電機株式会社
【英訳名】	YAMAICHI ELECTRONICS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 織田 俊司
【本店の所在の場所】	東京都大田区中馬込三丁目28番7号
【電話番号】	(03)3778-6111(大代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経理部長 加藤 勝市
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区中馬込三丁目28番7号
【電話番号】	(03)3778-6111(大代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経理部長 加藤 勝市
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第57期 第2四半期 連結累計期間	第58期 第2四半期 連結累計期間	第57期
会計期間	自平成23年4月1日 至平成23年9月30日	自平成24年4月1日 至平成24年9月30日	自平成23年4月1日 至平成24年3月31日
売上高(千円)	11,800,474	10,500,603	23,167,532
経常損失()(千円)	478,763	1,002,479	786,191
四半期(当期)純損失()(千円)	694,232	2,056,666	1,537,873
四半期包括利益又は包括利益(千円)	1,062,957	2,139,652	1,729,643
純資産額(千円)	15,673,433	12,867,107	15,006,760
総資産額(千円)	27,349,115	23,884,981	26,238,360
1株当たり四半期(当期)純損失()(円)	29.81	88.31	66.03
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	57.2	53.8	57.1
営業活動によるキャッシュ・フロー(千円)	492,352	620,447	708,947
投資活動によるキャッシュ・フロー(千円)	1,225,593	826,324	2,181,466
財務活動によるキャッシュ・フロー(千円)	214,774	257,559	47,297
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(千円)	6,070,606	4,775,003	5,292,350

回次	第57期 第2四半期 連結会計期間	第58期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自平成23年7月1日 至平成23年9月30日	自平成24年7月1日 至平成24年9月30日
1株当たり四半期純損失()(円)	21.84	64.87

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間における当社グループの経営環境は、欧州諸国の財政・金融問題の深刻化、中国をはじめとする新興国・アジア地域の成長鈍化および円高の長期化等の懸念により不透明な状況が続いております。

当社グループに関連するエレクトロニクス業界においては、スマートフォンやタブレット端末は好調に推移しているものの、ノートパソコン、テレビおよびデジタルカメラ等のデジタル家電製品の販売不振や国内半導体設備投資の低迷が長期化しており、全般的に低調に推移しております。

このような経営環境の中で当社グループは、これまで徹底した経営の効率化・合理化等によってコスト削減、経費圧縮に全社を挙げて取り組んでまいりましたが、当第2四半期連結累計期間の業績は大きく悪化いたしました。そのため、抜本的な収益構造の改革に取り組むことが急務であると判断し、構造改革を実施することを決定いたしました。なお、P Vソリューション事業の廃止や子会社の希望退職者募集など早期に対処すべき構造改革についてはすでに実施しております。

その結果、当第2四半期連結累計期間における業績は、売上高10,500百万円（前年同四半期比11.0%減）と大幅な減収となりました。損益面においても、減収による影響により営業損失603百万円（前年同四半期は営業損失111百万円）、為替差損358百万円の計上により経常損失1,002百万円（前年同四半期は経常損失478百万円）、固定資産減損損失833百万円および子会社の希望退職者募集による特別退職金77百万円等の特別損失計上により四半期純損失2,056百万円（前年同四半期は四半期純損失694百万円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

[テストソリューション事業]

当事業の半導体検査用ICソケット製品は、第1四半期においてはスマートフォンやタブレット端末向けおよび車載向けテストソケット製品やパーンインソケット製品が堅調な推移となりましたが、当第2四半期は国内外ともに半導体設備投資は低迷し、テストソケット製品およびパーンインソケット製品の売上は低調な推移となりました。

その結果、売上高3,935百万円（前年同四半期比3.0%増）、営業利益291百万円（前年同四半期比21.7%増）となりました。

[コネクタソリューション事業]

当事業のコネクタ製品は、産業機器および車載向け販売は堅調に推移したものの、主力のデジタルカメラ、プリンタおよびテレビ等のデジタル家電向け販売は大幅な市場縮小による落ち込みにより、低調な推移となりました。

なお、当第2四半期に量産出荷開始予定でありました通信インフラ向け光モジュールケーブル製品は第3四半期以降の量産出荷の見込みとなります。

その結果、売上高4,660百万円（前年同四半期比18.0%減）、営業損失357百万円（前年同四半期は営業利益344百万円）となりました。

[P Vソリューション事業]

当事業は、製品価格の大幅な下落や債権回収リスク拡大の状況において、同事業での売上拡大や収益確保が困難な状況と判断し、9月末をもって事業を廃止いたしました。なお、同事業のコネクタ製品は、太陽光発電・新エネルギー・産業機器向けの防塵・防水・高電圧対応コネクタ製品として、コネクタソリューション事業において継続販売いたします。

その結果、売上高712百万円（前年同四半期比25.0%減）、営業損失295百万円（前年同四半期は営業損失455百万円）となりました。

[光関連事業]

当事業のフィルタ製品は、デジタルカメラやデジタルビデオカメラ等の映像機器向け販売が低調な推移となりました。なお、新製品の1μm帯波長可変半導体レーザー光源製品およびポリイミドフィルタ製品を上市し、第3四半期以降の売上に寄与すると見込んでおります。

その結果、売上高636百万円（前年同四半期比19.4%減）、営業利益5百万円（前年同四半期比76.2%減）となりました。

[E M S事業]

マティ株式会社でのE M S事業は、ノートパソコン向け需要減による液晶パネルの生産調整が長引くと予想されることにより、希望退職者の募集による固定費の大幅な削減策を実施いたしました。また、プライコンマイクロエレクトロニクスINC.での基板実装事業は、主力のH D Dの市況低迷の影響により低調な推移となりました。

その結果、売上高554百万円（前年同四半期比0.2%増）、営業損失82百万円（前年同四半期は営業損失120百万円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、売上高が減少したことによる営業キャッシュ・フローの減少や借入金の減少などから、前年同四半期に比べ1,295百万円減少し、4,775百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果取得した資金は620百万円（前年同四半期比26.0%増）となりました。これは税金等調整前四半期純損失を計上いたしました。現金支出を伴わない減価償却費、為替差損及び減損損失によるものであること及び売上債権・たな卸資産が減少したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は826百万円（前年同四半期比32.6%減）となりました。これは主に有形固定資産の取得によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は257百万円（前年同四半期は214百万円の取得）となりました。これは主に借入金の減少によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は上場会社であるため、当社の株式等は、株主・投資家の皆様によって自由に取引できるものであります。従いまして、当社の株式等に対する大規模な買付行為につきましても、当社としては、原則としてこれを否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には個々の株主の皆様の自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、買収内容を判断するために必要な合理的な情報・期間や、企業買収の対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として一方的に株券等の大規模買付けを強行するといった動きが顕在化しつつあります。もとより、当社は、このような敵対的な株券等の大規模買付けであっても、その具体的な条件・方法等によっては、必ずしも当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうとは限らないと考えておりますので、係る買付け全てを一律的に否定するものではありません。

しかし、一方的な株券等の大規模買付けの中には、株主の皆様に対して当該大規模買付けに関する十分な情報が提供されず株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該大規模買付けの条件・方法等の検討等を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないものや、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないものなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう株券等の大規模買付けもないとはいえません。

当社といたしましては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉および当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならず、係る企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株券等の大規模買付提案、または、これに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

当社基本方針の実現に資する取組みについて

イ．当社の企業価値の源泉について

当社は、昭和31年の設立以来、「ユーザーの高い信頼を勝ち取り、市場およびユーザーニーズに合致した創造的製品を開発する技術の山一」をモットーに開発指向型の企業を目指し、真空管ソケットから始まり、エレクトロニクス産業の急速な技術革新に機敏に対応して各種コネクタ製品やICソケット製品等の接触機構部品を開発・製造・販売してまいりました。特に昭和41年の検査用ICソケットの製造販売を開始して以来、国内はもとより海外においてICソケットのリーディングカンパニーとして揺るぎない地位を築いてきております。

これら接触機構部品製品の事業は、コネクタ事業とテストソリューション事業に区分され当社のコアビジネスとなっております。また、接触機構部品事業以外では、フレキシブルプリント配線板製品のY F L E X事業、一般光学用や光通信向け多層薄膜フィルタ製品等の光関連事業、LCD製品の組立検査や高密度基板実装を事業とするEMS事業および太陽電池モジュール用コネクタ事業があげられ、これらの事業を当社および子会社17社と関連会社3社により運営しており、企業価値の源泉となっております。

この当社の企業価値の源泉については、具体的には、創業以来一貫して社員の育成および技術開発に注力してきた成果としての優れた接触機構部品などの設計技術力や各種製品群、半導体メーカーや各種エレクトロニクスメーカーの多様なニーズに柔軟かつ迅速に対応することを可能にする製品や金型などの生産設備や生産体制、そして当社グループの有機的連結による販売・メンテナンス体制および研究開発体制などにあると考えております。

ロ．企業価値向上のための取組みについて

当社が属する電子部品市場は、デジタル化、高機能化、ネットワーク化などの技術革新が常に進化し、新技術や新製品が相次ぎ創出されるため、中長期的に市場は拡大すると見込まれております。しかしながら、製品の世代交代が加速化され、かつ競争も世界的規模での激しさを増すことから、絶えず変化する市場ニーズに低コストでスピーディに対応できる開発・生産体制を構築することが急務となります。これらグローバルで急激な市場変化のもとでも継続的に高付加価値・高品質の製品やサービスを提供できることが、企業価値および株主共同の利益の向上につながると考えております。

当社は平成20年度からの新経営体制のもと、新たに策定した以下の中期経営戦略に取り組んでおります。

・「共感できる事業体へ」

方針・目標を共有化し、連鎖し、一丸となって目標に突き進む集団になる。成功・失敗を共感し、次のステップへ進む。「経営の見える化」を推進する。

・「利益体質へ」

全社員が、ビジネスの創造に向かう。原価低減・固定費削減を徹底追求する。

・「個々の出力を強化する」

社員各人の能力・出力強化が最大の競争力の源泉。個々の出力強化に向けて制度整備・教育充実を実施する。

・「CSR経営を実現する」

株主の皆様、お客様、従業員をはじめとするステークホルダーに継続的に貢献する企業となる。

当社は、前述のこれら諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上を図っていく所存であります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社は、平成24年6月27日に開催された第57期定時株主総会において、当社株式の分布状況等を総合的に勘案し、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針（以下、「本方針」といいます。）を継続することを決議いたしました。

注1：特定株主グループとは、（ ）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、または（ ）当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、（ ）特定株主グループが、注1の（ ）の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）、または（ ）特定株主グループが、注1の（ ）の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者およびその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。議決権割合の算出にあたっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

本方針の具体的な内容につきましては、以下のとおりであります。

本方針の内容

イ．本方針継続の目的

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営方針や事業特性、当社を取り巻く経営環境、各ステークホルダーとの関係等といった当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があり、他方、そのような企業価値・株主共同の利益を毀損することとなる者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としてふさわしくないと考えております。

しかしながら、当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模買付行為がなされる場合、それを行った大規模買付者が財務および事業の方針の決定を支配する者としてふさわしいか否かを含め、大規模買付行為に応じるか否かは、最終的には、株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えます。そして、株主の皆様に大規模買付行為に応じるか否かを適切に判断していただくためには、株主の皆様に対し、適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。たとえば、大規模買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、取引先、顧客等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、当該大規模買付者の当社経営への参画時における経営方針、事業計画等の内容等の情報は、株主の皆様が買付けに応じるか否かを検討する際の重要な判断材料となりますし、また、当社取締役会が大規模買付行為についての意見を開示し、また、必要に応じ代替案を提示することにより、株主の皆様は、双方の方針、意見等を比較考量することで、大規模買付行為に応じるか否かを適切に判断することが可能になります。

当社は、このような基本的な考え方に立ち、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めるとともに、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会として一定の措置を講じることとしました。

ロ．独立委員会の設置

本方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立な判断を担保するため、当社経営陣から独立している社外取締役、社外監査役および社外有識者（注3）の中から選任します。

独立委員会は、取締役会から諮問を受けた事項について審議、決議し、その内容に基づいて、取締役会に対し勧告を行うほか、必要に応じて、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得たり、大規模買付者、当社経営陣、当社の取引先、従業員等から必要な情報を収集することがあります。

注3：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を意味します。

ハ．大規模買付ルールの内容

当社が設定する大規模買付ルールとは、大規模買付者から当社取締役会に対して、大規模買付行為に先立ち、株主の皆様との判断および当社取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）が提供されなければならない、大規模買付行為は、大規模買付情報が提供された後に設定される当社取締役会による一定の評価期間が経過した後のみ開始されるというものです。

具体的には、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、当社代表取締役に対して、日本語によって、大規模買付者の名称、住所または本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）および提案する大規模買付行為の概要を明示し、かつ、本方針の手続きに従う旨の誓約を記載した意向表明書を提出していただきます。なお、意向表明書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類があれば、当該書類を添付していただきます。当社は、この意向表明書の受領後直ちにその旨を開示するとともに、大規模買付者に対しては、10営業日以内に、大規模買付情報のリストを交付します。具体的に提供していただく大規模買付情報の内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の内容等によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ・大規模買付者およびそのグループの概要（具体的な名称、資本構成、事業内容、財務内容、過去の買収および大規模買付行為の履歴、当社の事業と同種の事業についての経験等を含みます。）
- ・大規模買付行為の目的、方法および内容（買付対価の種類および価格、買付けの時期、関連する取引の仕組み、買付けの方法の適法性、買付けおよび関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ・買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ・大規模買付行為後の経営方針、事業計画、資本政策、配当政策および財務政策
- ・大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客等を含む重要なステークホルダーについての基本方針

なお、当社取締役会は、当初提供していただいた情報だけでは必要な大規模買付情報として不足していると考えられる場合、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、大規模買付者に対し、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に大規模買付情報の提供を求めることがあります。当社は、大規模買付情報が提供された事実およびその内容が株主の皆様との判断のために必要であると認める場合、適切と判断する時点で、原則としてその全部（以下で規定される取締役会評価期間に関する情報を含みます。）を開示します。

次に、当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した後、最長60日間（買付対価を現金（円貨）のみとし、当社の株券等の全てを対象とする公開買付けの場合）または最長90日間（それ以外の大規模買付行為の場合）を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案検討等のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後のみ開始されるものとし、この期間中、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、提供された大規模買付情報を十分に評価、検討し、大規模買付行為に関する取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、株主の皆様に対し、取締役会としての代替案を提示することもあります。

二．大規模買付行為がなされた場合の対応方針

a．大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守せずに大規模買付行為を行った場合、当社取締役会は、株主共同の利益の保護を目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。大規模買付ルールの遵守の有無、対抗措置を発動することの適否および対抗措置の具体的内容は、独立委員会に諮問の上、その勧告を最大限尊重して、当社取締役会が決定します。当社は、当該決定後、その概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報を開示します。

なお、具体的な対抗措置については、その時点で必要かつ相当と認められるものを選択することとなりますが、新株予約権を用いる場合、その概要は、以下のとおりであります。

(a) 新株予約権付与の対象となる株主およびその割当条件

取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。なお、株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて募集新株予約権を引き受ける者の募集を行う場合と、新株予約権の無償割当てを行う場合とがある。

(b) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。新株予約権1個あたりの目的である株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割、株式併合、株式無償割当て等を行う場合で、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数の調整を必要とするときは、株式分割、株式併合、株式無償割当て等の条件を勘案の上、その数につき所要の調整を行うものとする。

(c) 発行または無償割当ての対象となる新株予約権の総数

発行または無償割当ての対象となる新株予約権の総数は、取締役会が別途定める数とする。取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

(d) 各新株予約権の払込金額

無償とする。

(e) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上で取締役会が定める額とする。

(f) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要することとする。

(g) 新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者（当社の株券等を取得または保有することが当社株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めたものを除く。）等に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

(h) 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条件その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。

なお、上記(g)の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき1株を交付することができる旨の条項を定めることがある。

対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合や新株予約権を発行する場合には、大規模買付者を含む特定株主グループに属する者に行使を認めないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

大規模買付ルールが遵守されなかった場合の対抗措置は、株主共同の利益を保護するための相当かつ適切な対応であると考えておりますが、他方、このような対抗措置により、結果的に、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。従って、大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を開始することのないようあらかじめ注意を喚起いたします。

b. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為が行われる場合に、株主の皆様に対し、あらかじめ、そのような買付行為に応じるか否かの判断のために必要となる大規模買付行為に関する情報や現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには必要に応じて取締役会による代替案の提示を受ける機会を保障することを目的とするものです。従って、大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、当社取締役会は大規模買付行為を阻止するために対抗措置をとるようなことは行わず、大規模買付行為に応じるかどうかは、大規模買付情報や当社取締役会が提示する意見、代替案等をご検討の上、株主の皆様においてご判断いただくこととなります。しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、当社取締役会は、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすか、または株主共同の利益を著しく損なうと判断した場合、株主共同の利益を保護するため、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、必要かつ相当な範囲で a. 「大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合」で述べた対抗措置をとることがあります。この場合、当社取締役会は、適時適切な開示を行います。具体的には、大規模買付行為が以下の類型に該当すると認められる場合、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすか、または株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

(a) 大規模買付行為が次のいずれかに該当する場合

- ・ 株式等を買占め、その株式等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
- ・ 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に大規模買付者の利益を実現する経営を行うような行為
- ・ 当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ・ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(b) 強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買付けを行う場合

c. 対抗措置発動の停止等について

上記 a. 「大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合」または b. 「大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合」において、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがあります。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

前記 および の取組みについての取締役会の判断およびその理由

イ. 当社基本方針の実現に資する取組みについて

前記 の取組みは、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであります。従って、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではございません。

ロ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

前記 の取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものでないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第 2 四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、738,724千円であります。

なお、当第 2 四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成24年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年11月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	23,289,775	同左	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	23,289,775	同左	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成24年7月1日～ 平成24年9月30日	-	23,289,775	-	10,047,063	-	4,520,001

(6) 【大株主の状況】

平成24年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,943	8.35
山一電機従業員持株会	東京都大田区中馬込三丁目28番7号	942	4.05
S M K 株式会社	東京都品川区戸越六丁目5番5号	839	3.60
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	619	2.66
山一電機取引先持株会	東京都大田区中馬込三丁目28番7号	564	2.42
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	526	2.26
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (常任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋一丁目9番1号)	506	2.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町二丁目11番3号	444	1.91
ゴールドマンサックスインターナショナル (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON, UK (東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー)	304	1.31
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	265	1.14
計	-	6,956	29.87

(注) 野村證券株式会社及びその共同保有者2社から、平成24年9月24日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成24年9月14日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	株式 27,299	0.12
NOMURA INTERNATIONAL PLC	1 Angel Lane, London, United Kingdom	株式 558,400	2.40
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	株式 582,900	2.50

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,700	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 23,280,700	232,807	-
単元未満株式	普通株式 6,375	-	-
発行済株式総数	23,289,775	-	-
総株主の議決権	-	232,807	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,800株(議決権の数38個)含まれております。

【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
山一電機(株)	東京都大田区中馬込 三丁目28番7号	2,700	-	2,700	0.01
計	-	2,700	-	2,700	0.01

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	上席執行役員、 管理本部長、経 理部長	取締役	上席執行役員、 管理本部長	加藤 勝市	平成24年8月1日

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,297,850	4,790,503
受取手形及び売掛金	4,498,599	4,064,689
商品及び製品	1,195,825	998,781
仕掛品	312,821	323,507
原材料及び貯蔵品	1,639,621	1,485,285
繰延税金資産	38,946	40,639
その他	734,554	736,476
貸倒引当金	11,109	49,295
流動資産合計	13,707,110	12,390,587
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	3,024,414	2,941,127
機械装置及び運搬具(純額)	1,952,432	1,308,129
工具、器具及び備品(純額)	1,618,172	1,398,331
土地	3,472,112	3,471,080
リース資産(純額)	52,488	45,064
建設仮勘定	109,394	188,319
有形固定資産合計	10,229,014	9,352,052
無形固定資産	106,442	77,003
投資その他の資産		
投資有価証券	1,154,487	1,026,684
繰延税金資産	122,330	114,298
その他	1,033,628	1,047,940
貸倒引当金	114,653	129,535
投資その他の資産合計	2,195,793	2,059,388
固定資産合計	12,531,249	11,488,444
繰延資産	-	5,949
資産合計	26,238,360	23,884,981

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,560,037	1,211,092
1年内償還予定の社債	-	35,000
短期借入金	6,331,270	5,580,280
未払法人税等	49,489	45,341
賞与引当金	252,731	196,044
繰延税金負債	80,909	66,795
その他	1,462,055	1,983,163
流動負債合計	9,736,494	9,117,717
固定負債		
社債	-	215,000
長期借入金	745,000	889,100
退職給付引当金	53,232	63,933
役員退職慰労引当金	41,705	39,412
資産除去債務	17,497	17,698
繰延税金負債	173,214	157,858
その他	464,455	517,153
固定負債合計	1,495,104	1,900,156
負債合計	11,231,599	11,017,873
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,047,063	10,047,063
資本剰余金	5,004,947	4,520,001
利益剰余金	1,205,403	366,316
自己株式	3,754	3,754
株主資本合計	16,253,660	14,196,993
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	108,548	12,283
為替換算調整勘定	1,375,125	1,361,374
その他の包括利益累計額合計	1,266,577	1,349,091
少数株主持分	19,677	19,205
純資産合計	15,006,760	12,867,107
負債純資産合計	26,238,360	23,884,981

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
売上高	11,800,474	10,500,603
売上原価	8,982,124	8,326,463
売上総利益	2,818,349	2,174,139
販売費及び一般管理費		
給料	1,314,670	1,225,737
賞与	91,645	73,821
福利厚生費	219,864	204,165
運賃諸掛	165,983	135,460
旅費及び交通費	118,060	108,240
減価償却費	110,001	110,674
支払手数料	99,502	100,165
賃借料	165,442	162,386
雑費	644,966	656,810
販売費及び一般管理費合計	2,930,138	2,777,461
営業損失()	111,788	603,321
営業外収益		
受取利息	5,409	5,062
受取配当金	12,319	8,951
持分法による投資利益	7,411	-
スクラップ売却益	17,717	20,785
助成金収入	83,926	44,942
その他	22,437	31,866
営業外収益合計	149,221	111,608
営業外費用		
支払利息	91,551	92,340
為替差損	365,086	358,423
持分法による投資損失	-	7,360
その他	59,558	52,641
営業外費用合計	516,196	510,765
経常損失()	478,763	1,002,479

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
特別利益		
固定資産売却益	472	4,460
ゴルフ会員権売却益	2,092	-
特別利益合計	2,565	4,460
特別損失		
固定資産売却損	57	32
減損損失	-	833,240
持分変動損失	19,999	5,739
特別退職金	89,080	77,717
関係会社清算損	-	72,881
特別損失合計	109,137	989,613
税金等調整前四半期純損失()	585,335	1,987,632
法人税、住民税及び事業税	37,572	80,953
法人税等調整額	71,733	11,607
法人税等合計	109,305	69,346
少数株主損益調整前四半期純損失()	694,640	2,056,979
少数株主損失()	407	312
四半期純損失()	694,232	2,056,666

【四半期連結包括利益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	694,640	2,056,979
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	60,418	96,265
為替換算調整勘定	317,634	2,524
持分法適用会社に対する持分相当額	9,736	11,066
その他の包括利益合計	368,316	82,673
四半期包括利益	1,062,957	2,139,652
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,062,360	2,139,180
少数株主に係る四半期包括利益	596	472

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	585,335	1,987,632
減価償却費	904,313	873,217
減損損失	-	833,240
受取利息及び受取配当金	17,729	14,014
支払利息	91,551	92,340
為替差損益(は益)	336,343	276,937
関係会社清算損益(は益)	-	72,881
売上債権の増減額(は増加)	46,177	315,451
たな卸資産の増減額(は増加)	121,922	220,797
仕入債務の増減額(は減少)	118,837	284,310
その他	177,875	374,188
小計	620,081	773,098
利息及び配当金の受取額	17,521	19,961
利息の支払額	95,008	87,235
法人税等の支払額	50,241	85,376
営業活動によるキャッシュ・フロー	492,352	620,447
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,164,341	808,722
有形固定資産の売却による収入	3,245	5,248
その他	64,497	22,850
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,225,593	826,324
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	281,928	691,911
長期借入れによる収入	850,000	500,000
長期借入金の返済による支出	837,416	406,300
社債の発行による収入	-	237,679
セール・アンド・リースバックによる収入	-	272,238
その他	79,737	169,265
財務活動によるキャッシュ・フロー	214,774	257,559
現金及び現金同等物に係る換算差額	147,132	53,911
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	665,599	517,347
現金及び現金同等物の期首残高	6,736,206	5,292,350
現金及び現金同等物の四半期末残高	6,070,606	4,775,003

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間において、台湾山一電子股?有限公司は清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

【会計方針の変更】

(減価償却方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産(当社が所有する金型を除く。)について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。なお、これによる当第2四半期連結累計期間の営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失への影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

債権流動化による売掛債権譲渡高

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
受取手形及び売掛金(売掛金)	872,678千円	567,514千円

(四半期連結損益計算書関係)

減損損失

当第2四半期連結累計期間において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
千葉県佐倉市	コネクタソリューション事業	機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品
千葉県佐倉市	PVソリューション事業	工具、器具及び備品
中国廣東省深?市	コネクタソリューション事業及びPVソリューション事業	機械装置及び運搬具
岡山県浅口市	E M S 事業	機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品等

当社グループは各事業部門単位で資産をグルーピングし、遊休資産は個々の資産ごとに減損の兆候判断及び減損の認識を行いました。

その結果、コネクタソリューション事業、PVソリューション事業及びE M S 事業の資産について、取得時に検討した事業計画において当初想定した収益が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(833,240千円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、機械装置及び運搬具569,631千円、工具、器具及び備品251,849千円、その他11,759千円であります。

なお、回収可能価額は当該事業にかかる資産グループの修正後事業計画に基づき測定しており、将来キャッシュ・フローを9.9%で割り引いて算定しております。

なお、前第2四半期連結累計期間については、該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
現金及び預金勘定	6,073,106千円	4,790,503千円
預入期間が3か月を超える定期預金	2,500	15,500
現金及び現金同等物	6,070,606	4,775,003

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	テストソ リュー ション事 業	コネクタ ソリュー ション 事業	P Vソ リュー ション事 業	光関連 事業	E M S 事業	計				
売上高										
外部顧客へ の売上高	3,821,744	5,685,815	948,879	789,436	554,009	11,799,885	589	11,800,474	-	11,800,474
セグメント間 の内部売上高	-	-	-	-	-	-	14,063	14,063	14,063	-
計	3,821,744	5,685,815	948,879	789,436	554,009	11,799,885	14,652	11,814,537	14,063	11,800,474
セグメント利益 又は損失()	239,605	344,606	455,992	23,022	120,241	31,000	543	31,544	143,333	111,788

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、サービス事業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失()の調整額は、全社費用 168,257千円及び連結調整額24,923千円であります。なお、全社費用は、報告セグメントに帰属しない研究開発費であります。

3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失()と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	テストソ リュー ション事 業	コネクタ ソリュー ション 事業	P Vソ リュー ション事 業	光関連 事業	E M S 事業	計				
売上高										
外部顧客へ の売上高	3,935,757	4,660,973	712,091	636,271	554,979	10,500,073	529	10,500,603	-	10,500,603
セグメント間 の内部売上高	-	-	-	-	-	-	14,141	14,141	14,141	-
計	3,935,757	4,660,973	712,091	636,271	554,979	10,500,073	14,670	10,514,744	14,141	10,500,603
セグメント利益 又は損失()	291,719	357,951	295,648	5,486	82,353	438,748	603	438,145	165,176	603,321

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、サービス事業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失()の調整額は、全社費用 180,684千円及び連結調整額15,507千円であります。なお、全社費用は、報告セグメントに帰属しない研究開発費であります。

3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失()と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

コネクタソリューション事業、P Vソリューション事業及びE M S事業の資産について、当初想定した収益が見込めなくなったことから減損損失を計上いたしました。その内訳は、コネクタソリューション事業784,452千円、P Vソリューション事業25,315千円、E M S事業23,473千円であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失()及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
1株当たり四半期純損失()	29円81銭	88円31銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失()(千円)	694,232	2,056,666
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失()(千円)	694,232	2,056,666
普通株式の期中平均株式数(株)	23,287,183	23,286,985

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

早期退職優遇制度の実施

当社は平成24年10月26日開催の取締役会において、下記のとおり希望退職者の募集を行うことを決議いたしました。

(1) 希望退職者募集の理由

当社は現在、事業の再構築による経営改革と、損益の黒字化および財務体質の抜本的な改善を目指した業務の見直しを行っておりますが、さらに一歩進めて構造改革の一環として人員の適正化を図るため、希望退職者の募集を実施することといたしました。

(2) 希望退職者募集の概要

募集対象者 平成24年10月31日現在、満30歳以上59歳未満で、勤続3年以上の正社員を対象とし、会社が認めた者とする。

募集人数 80名程度

募集期間 平成24年11月1日～平成24年11月16日

退職日 平成24年12月7日

優遇措置 通常の会社都合退職金に加え、特別加算金を上乘せ支給する。さらに希望者に対しては再就職支援会社を通じた再就職支援を行う。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

特別損失として特別加算金等を約500百万円見込んでおります。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月12日

山一電機株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平野 洋 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 功幸 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長塚 弦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている山一電機株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、山一電機株式会社及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。